

第4回地域連携ネットワークWG 2024年2月19日

関係機関間連携フロー（案） 試行について

公益社団法人 日本社会福祉士会
理事 星野 美子

社会福祉士会における試行への 取組みについて

選定された地域を擁する都道府県社会福祉士会の担当者と、定期的な情報共有のための協議の場を設定した

すでに、職能団体として、後見事務に限らず社会福祉士に対する苦情対応の窓口はすべての都道府県社会福祉士会に設置されており、本会のHPでも明記している

寄せられる苦情の概ね8割程度は、後見業務に関わるものであると推定される（綱紀案件のほとんどが後見業務に関わるもの）

※それぞれの県によって、苦情等の受付状況、把握状況、認識が異なることが改めて確認された

試行事業実施状況

○ 中核機関の状況によって、後見人等に寄せられる苦情等の内容の捉え方、対応方法の検討が異なることが明らかとなった。（ほとんど事例があがらない地域もあった）

○ 中核機関が必要と考える対応と、専門職団体が会員支援の一環として行える範囲は、重複する場合や、相互理解が困難な場合もあった。そもそもの要因分析や事象の捉え方に共通認識をもって対応しなければ、機関間連携は困難であることがわかった。

○ 専門職団体は、監督人という法的立場がない以上、指導は困難であり、あくまでも会員を支援するなかで、対応していくことになる。指導が必要な場合は家裁への報告ができる仕組みが必要で、その対応が全国統一のものにはなっていないことも試行事業を実施することで明らかとなった。

試行事業から見えてきた課題

課 題	内 容
「苦情等」の捉え方の整理 (制度の理解不足や誤認によるものは除外)	①明らかな不法行為⇒解任事由にあたるもの ②このまま放置すると本人に不利益が生じるもの（後見人等の対応により） ③不利益までは生じないまでも改善を求めたいもの ④チーム支援が機能していないもの
専門職団体による対応が異なること	①資格によって後見人等に求められる事務範囲が異なる ②職能団体の違いだけではなく、地域によっても対応が異なる
中核機関、家庭裁判所の対応が地域によって異なること	共通のフローや連携のためのシートを活用し、中間報告会を実施した中でも状況は異なった

関係機関間の連携を実現するために

試行事業は、後見人等を含む適切なチーム支援を確保することにより、本人を中心とした「権利擁護支援」の推進を図ることを目的として、明確な「苦情」だけでなく、「放置すると苦情になってしまうような不適切と思われる状況」も取り扱えるものであったと認識

こういった状況をキャッチした機関が、早い段階から状況を共有し、それぞれの機関がもっている機能を活用して、本人にとっての不適切、不利益となること（可能性も含めて）を、是正していく対応が求められる

中核機関の役割・機能

第二期基本計画における、「身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む。）を行う。」ことについて、法的位置づけがないなかでは踏み込んだ実施が難しいと考えられる

また、中核機関とは、ひとつのセンターの設置を求めているのではなく、多くの役割・機能について行政が責任を持って機能分担を図ることも求められている。そのためにも中核機関の法制度化は必要である

中核機関とは、行政や委託を受けた機関のみで完結するのではなく、地域連携ネットワーク協議会等を通して地域全体でその仕組みを構築するものであり、都道府県がしっかりとバックアップする体制も法的位置づけが求められる

家庭裁判所に求められる役割・機能

今回の試行事業を通じて、解任事由が発生する前から地域や専門職団体と情報が共有できていることの重要性は明らかとなったのではないか

解任事由が発生するのを待つのではなく、辞任による後任選任や、追加選任、監督人選任など、家庭裁判所でなければできないことと分断しないように、地域で行われる連続・継続した支援に家庭裁判所も関与することが重要

そのためにも中核機関・専門職団体と家庭裁判所が情報を共有したり事例検討ができるような法的根拠が求められる

専門職団体が取り組むべき役割・機能

○それぞれの職能毎に苦情等への対応は異なるが、共通の認識や考え方でスキームをつくっていくことも必要

※ 試行事業に参加していない自治体が、社会福祉士に対する苦情対応について問題提起し、このフロー（案）を参考として家庭裁判所とも共有しながら新たな対応策をつくった実践（他の専門職団体にも拡充していく予定）

○専門職団体の苦情等対応についても、全国的なばらつきがあるなか、本会ではそれぞれの地域特性を活かし、早い段階から地域とともに不適切な状況を改善する取組み、明らかな不正行為に対する取組み、また、不正を防止するための取組みについて、今年度プロジェクトを立ち上げて対応中である

苦情等が発生する前からの取組み

各地で家庭裁判所が中核機関が開催する「権利擁護支援方針検討会議」（名称はさまざま）に、見学やオブザーバー参加をしている

この支援方針検討会議では、申立て前の段階から支援方針の在り方を検討しており、後見制度ありきではなく、また、後見制度が必要と判断された場合に、事案ごとに後見人に求められる役割が検討され、そこからよりふさわしい後見人候補者を検討している

こういった実情を踏まえて推薦された候補者を、家庭裁判所が選任することに繋がることで、チーム支援の中の後見人であることが申立て前から共有できるような仕組みが必要

選任後に、申立時からの状況の変化を継続して確認する仕組みも必要

⇒ 中核機関、家庭裁判所、専門職団体が有機的に連携するための取組みを進めるためには、法的な根拠が必要な段階にきていると考える